

農業・食品産業競争力強化支援事業等 補助金交付要綱の制定について

〔 1 6 生産第 8 2 6 5 号
平成 1 7 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2954号

この度、広域連携等産地競争力強化支援事業及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業並びに高生産性地域輪作システム構築事業の実施に係る農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び高生産性地域輪作システム構築事業実施要綱（平成17年4月1日付け16農会第1562号農林水産事務次官依命通知。以下「地域輪作実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2の（1）及び（2）に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する補助率は、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げる、Ⅰ及びⅡの事業の相互間における流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長とする。第9のただし書、第13のただし書を除き、以下同じ。）が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては生産局長等、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長とする。第10を除き、以下同じ。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件

当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、高生産性地域輪作システム構築事業及び地方農政局長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 農業・食品産業強化対策事業費補助金	I 広域連携等産地競争力強化支援事業費 補助事業者が広域連携等産地競争力強化支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 産地・消費者サイド広域連携事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 農道整備 エ 優良品種系統等への改植・高接 オ 暗きょ施行 カ 土壌土層改良 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 (3) 耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設 (4) 畜産物共同利用施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 飼料作物関連施設 オ 飼料化施設 (5) 共同利用機械整備 (6) 特認事業	当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、次に掲げる場合については、それぞれ次に掲げる補助率とする。 1 次に掲げる場合 (1) 対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合 (2) 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合 6/10以内 2 次に掲げる場合 (1) 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等（生産局長等が別に定める地域をいう。以下同じ。）以外の地域において整備する場合 (2) 野菜（ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの品目からの転換品目（以下「輸入急増野菜」という。）を除く。）を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 4/10以内 3 次に掲げる場合 (1) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 (2) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 (3) 野菜（輸入急増野菜を除く。）を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 (4) 野菜（輸入急増野菜を除く。）を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合 (5) 畜産物処理加工施設整備として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、BSE対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置、	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
		家畜市場の環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外について整備する場合 (6) 共同利用機械整備（生産局長等が別に定める機械を除く。） 1/3以内		
	2 産地間広域連携・広域的流通拠点事業 区分の欄のⅠの事業費のⅠの1の経費の内容に同じ。	区分の欄のⅠの事業費のⅠの1の経費の補助率に同じ。		
	3 高モデル・先進型事業 区分の欄のⅠの事業費のⅠの1の経費の内容に同じ。	区分の欄のⅠの事業費のⅠの1の経費の補助率に同じ。		

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	Ⅱ 広域連携アグリビジネスモデル支援事業費 補助事業者が広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 生産者・実需者連携事業 (1) 土地基盤整備事業 ア 畦畔整備 イ 農地保全整備 ウ 建物用地整備 (2) 施設整備事業 ア 農業用水施設 イ 高生産性農業用機械施設 ウ 乾燥調製貯蔵施設 エ 農畜産物集出荷貯蔵施設 オ 農畜産物処理加工施設 カ 高品質堆肥製造施設 キ 未利用資源活用施設 ク 育苗施設 ケ 新技術活用種苗等供給施設 コ 新規就農者研修施設 サ 地域農業管理施設 シ 経営高度化支援施設 ス アからシまでの附帯施設 (3) 特認事業 (4) 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業	当該事業に要する経費の1/2以内（沖縄県にあっては2/3以内） ただし、次に掲げる場合にあつては、1/3以内とする。	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減
		1 経費の欄の1の(2)のイのうち、農業用機械及びその附帯施設（沖縄県及び生産局長等が別に定める機械を除く。） 2 構成員に3戸以上の農家を含まず、かつ、生産局長等が別に定める要件を満たす法人であつて、次に該当するものが補助事業者である場合 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） (2) 農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。） (3) 特定法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）		

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	2 加工・流通拠点整備事業 (1) 施設整備事業 ア 農畜産物集出荷貯蔵施設 イ 農畜産物処理加工施設 ウ 育苗施設 エ 新技術活用種苗等供給施設 オ アからエまでの附帯施設 (2) 特認事業 (3) 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業 3 生産者連携事業 (1) 土地基盤整備事業 ア 畦畔整備 イ 農地保全整備 ウ 建物用地整備 (2) 施設整備事業 ア 農業用水施設 イ 高生産性農業用機械施設 ウ 乾燥調製貯蔵施設 エ 農畜産物集出荷貯蔵施設 オ 農畜産物処理加工施設 カ 高品質堆肥製造施設 キ 未利用資源活用施設 ク 育苗施設 ケ 新技術活用種苗等供給施設 コ 新規就農者研修施設 サ 地域農業管理施設 シ 経営高度化支援施設 ス 産地形成促進施設 セ 地域食材供給施設 ソ アからセまでの附帯施設 (3) 特認事業 (4) 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業	当該事業に要する経費の1/3以内 当該事業に要する経費の1/2以内（沖縄県にあつては2/3以内） ただし、次に掲げる場合にあつては、1/3以内とする。		
			1 経費の欄の3の(2)のイのうち、農業用機械及びその附帯施設（沖縄県及び生産局長等が別に定める機械を除く。） 2 構成員に3戸以上の農家を含まず、かつ、生産局長等が別に定める要件を満たす法人であつて、次に該当するものが補助事業者である場合 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 農事組合法人以外の農業生産法人 (2) 農業サービス事業体 (3) 特定法人	

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{	広域連携等産地競争力強化支援事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業	}	交付申請書
---	--	---	-------

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

{	沖縄県に主たる事務所が所在する補助 事業者にあつては沖縄総合事務局長、 北海道に主たる事務所が所在する補助 事業者にあつては農林水産大臣	}
---	---	---

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第4の規定により、農業・食品産業強化対策事業費補助金〇〇〇円、モデル事業農業・食品産業強化対策民間団体事業推進費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的	}	注) 様式は次のとおりとする。
II 事業の内容及び計画（又は実績）		

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1 広域連携等産地競争力強化支援事業 | ----- 様式A |
| 2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 | ----- 様式B |
| 3 高生産性地域輪作システム構築事業 | ----- 様式C |

様式A 広域連携等産地競争力強化支援事業

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

都道府県 名及び 市町村名	事業実施主 体及び 地区名	施設 の 所在地	取組名	目 標	成 果 目 標			対象作目 ・ 畜種等名 (作物・ 畜種名)	受 益		事業内容 (工種、 施設、区 分、構造 規格、能 力等)	事業量 (単価、 回数、基 数、台 数、面積 等)	しゅん工 予定 年 月 日	事業費	負 担 区 分			備考	
					目標の具体 的な内容	目標数値			戸 数	面 積、 又 は頭羽数					国庫 補助金	自己資金	その他		
						現状 (平成○ 年度)	目標 (平成○ 年度)												増減 (増減 率等)
									戸	ha, t				円	円	円	円		
合 計																			

- (注) 1. 「目標」の欄については、実施要領別記1の別表1のうち該当する目標を記入すること。
2. 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。
3. 「対象作目・畜種等名（作物・畜種名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、花き、地域特産物、畜種別を記入し、（ ）書きで作物名を記入する。なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できるものとする。
4. 「事業内容」の欄については、実施要綱別表第1に掲げる事業の内容を記入すること。
5. 同一事業のうち事業内容によって補助率が異なる場合は、補助率ごとに区分して記載し、補助率を備考欄に記載すること。
6. 備考欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
また、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

様式A (別紙)

[illegible]

様式B 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

補 助 事 業 者 名					事 業 実 施 計 画 承 認 年 度		平 成 年 度					
事 業 種 類	助 成 対 象 事 業	事 業 の 内 容			工 期		経 費 の 配 分				担 保 金 融 機 関 名 融 資 名 額 融 資 金 額 償 還 年 数 そ の 他	備 考
		工 種 又 は 施 設 区 分	施 工 箇 所 又 は 設 置 場 所	事 業 量	着 工 年 月 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分				
								国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)		
	土 地 基 盤 整 備 事 業						円	円	円	円		
	施 設 整 備 事 業											
	特 認 事 業											
	附 帯 事 業											
合 計												

- (注) 1. 事業種類の欄には、要綱別表2の事業種類欄の該当する事業種類名を記入すること。
2. 補助事業者及び施工箇所又は設置場所の欄には具体的な固有名称を記入すること。
3. 工期の欄には、交付申請書にあっては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。
4. 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項を記入すること。
5. 備考欄には、工種又は施設区分ごとの国庫補助率を記入するとともに、助成対象事業ごと、補助事業者ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合に「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式C 高生産性地域輪作システム構築事業

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

都道府県名 ・ 市町村名	事業実施主 体名 ・ 地区名	事業名		対 象 作物名	受 益		事業内容 (工種、施設 区分、構造 規格、能力等)	事業量 (単価、回数 、基数、台 数、面積等)	完了 年月日	事業費	負担区分		備 考
		対策事業名	事業種目名 (取組名)		戸 数	面 積					国 庫 補 助 金	自己資金	
					戸	ha, t				円	円	円	
合 計													

（注） 備考欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) +(C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助 金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

VI 添付書類

- 1 実施設計書、実績報告にあっては出来高設計書を添付すること。
- 2 工事雑費については、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。

(別紙)

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

事業種類	助成対象事業	工種又は施設区分	工事雑費	うち 旅費	うち食糧費
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○○○円	○○○円 内訳 〇〇会議出席 回数 回数 回人 回人 〇〇指導 回数 回数 回人 回人	○○○円 内訳 〇〇会議費 回数 回数 回人 回人 〇〇説明会 回数 回数 回人 回人

(注) 事業種類、助成対象事業、工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第2号（第6関係）

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{	広域連携等産地競争力強化支援事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業	}	変更承認申請書
---	--	---	---------

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

広域連携等産地競争力強化支援事業

広域連携アグリビジネスモデル支援事業

高生産性地域輪作システム構築事業

}

遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（

沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にとっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にとっては農林水産大臣

）

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 2 月 3 1 日 まで 完 了 した も の		1 月 1 日 以 降 に 実 施 す る も の		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{	広域連携等産地競争力強化支援事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業	}	実績報告書
---	--	---	-------

番 年 月 日 号

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

農業・食品産業強化対策事業費補助金〇〇〇円
なお、併せて精算額として モデル事業農業・食品産業強化対策民間団体事業推進費補助金〇〇〇円
交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。ただし、広域連携等産地競争力強化支援事業にあっては、成果目標の欄は記載を要しないものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第5号（第10関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者にとっては農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

〔 広域連携等産地競争力強化支援事業
広域連携アグリビジネスモデル支援事業
高生産性地域輪作システム構築事業 〕 の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名			地区	事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管補助金名								
事業 種類	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国 庫 補助金	自 己 資 金	その他					
	計															
	計															
	合 計															

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。